税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第七項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

12　前三項の規定による書類（所得税法施行規則第四十七条の二第六項、第八項及び第九項に規定する書類並びに第二条の二第八項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前三項の公的年金等受給者の扶養親族等申告書を受理した公的年金等支払者を経由して提出することを妨げない。

第三号様式別表（用紙日本産業規格Ｂ４）（第二条関係）

［様式　別紙一の二　挿入］

第五号の四様式（第二条関係）

［様式　別紙一の四　挿入］

第五号の五様式（第二条関係）

［様式　別紙一の六　挿入］

第五号の七の二様式（第二条関係）

［様式　別紙一の七　挿入］

第五号の九様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条関係）

［様式　別紙一の九　挿入］

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙一の十一　挿入］

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第３号若しくは第４号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第２項若しくは第62条の５第２項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第59条の３第１項、第61条の２第１項、第61条の３第１項、第66条の13、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項若しくは第68条の３の３第１項の規定の適用を受ける法人、所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第18条の３第１項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の２の３の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２～８　略］

９　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の21第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定す

税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

12　前三項の規定による書類（所得税法施行規則第四十七条の二第六項、第八項及び第九項に規定する書類並びに第二条の二第七項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前三項の公的年金等受給者の扶養親族等申告書を受理した公的年金等支払者を経由して提出することを妨げない。

第三号様式別表（用紙日本産業規格Ｂ４）（第二条関係）

［様式　別紙一　挿入］

第五号の四様式（第二条関係）

［様式　別紙一の三　挿入］

第五号の五様式（第二条関係）

［様式　別紙一の五　挿入］

［新設］

第五号の九様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条関係）

［様式　別紙一の八　挿入］

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙一の十　挿入］

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第３号若しくは第４号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第２項若しくは第62条の５第２項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の２第１項、第61条の３第１項、第66条の13、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項若しくは第68条の３の３第１項の規定の適用を受ける法人、所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第18条の３第１項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の２の３の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２～８　同左］

９　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の20第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定す